

**京都市西京区エリアのまちづくりにおける
京都市と阪急電鉄株式会社との連携に関する協定書**

京都市(以下「甲」という。)と阪急電鉄株式会社(以下「乙」という。)は、西京区エリアをはじめとする市民との協働により、あらゆる英知を結集させながら、人と公共交通優先の歩くまち京都の理念に沿ったまちづくりを推進し、高架下からはじまる地域活性化の全国モデルを目指していくにあたり、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、西京区エリアの地域の活性化に資する取組をより効果的に推進し、京都市西京区の成長及び持続的発展に寄与させるにあたり、包括的な連携協定のもと相互に協力する。

(連携する事項)

第2条 前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力していくものとする。

(1) 甲が主体となる事項

洛西ニュータウンの活性化や大原野地区におけるブランド戦略等、西京区全体のまちづくりの推進

(2) 乙が主体となる事項

洛西口駅から桂駅までの高架下空間における地域の活性化に資する開発の検討及び実施

2 甲と乙は、前項の連携する事項について、必要に応じて具体的な実施事項に関する協議を行うものとし、相互に協力しながら、相互の役割分担のもと推進していくものとする。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。なお、期間満了の1箇月前までに甲及び乙のいずれからも申し入れがない時は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議しその解決を図るものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年12月21日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市長

乙 大阪市北区芝田一丁目 16 番 1 号
阪急電鉄株式会社
代表取締役社長